		日	号外	ページ
七三九	平成二十四年度自動車等安全性能評価実施要領	二二	136	三一
七四〇	大阪国際空港の施設について告示した事項に変更を加えた件	二二	136	三二
七四一	水防法第十六条第一項の水防警報を行う河川等を指定する件	二五		七
七四二	阪神高速道路株式会社が高速道路の管理等の事業を営む大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等を指定する件	二五		七
七四三	土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件	二六		六
七四四	信号符字を点附した件	二六		七
七四五	信号符字を取り消した件	二六		七
七四六	船舶国籍証書は無効となった件	二六		八
七四七	船舶国籍証書を無効とした件	二六		八
七四八	土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件	二七		五
七四九	調布飛行場の施設について告示した事項に変更があった件	二八		九
七五〇	航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件	二八		九
七五一	那覇空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件	二八		九
七五二	砂防法第二条の土地を指定する件	二九		七
七五三	特定離島路線の指定に関する告示の一部を改正する件	二九	142	三六
七五四	料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する件	二九	142	三六
七五五―七五八	高速自動車国道に関する件	二九	142	三六
七五九	国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件の一部を改正する件	二九	142	三七
七六〇―七六五	関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の施行に伴い関係する告示を改正する件	二九	142	三七
七六六	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する件	二九	142	三八
七六七	道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する件	二九	142	三九
七六八	航海用具の基準を定める告示及び船舶の消防設備の基準を定める告示の一部を改正する件	二九	142	四〇
七六九	旅客自動車運送事業運輸規則第七条の二第一項の運送引受書の記載事項を定める告示	二九	142	四〇
○海上保安庁				
一三七	水路測量の実施に関する件	一		八
一三八	〃	六		六
一三九―一四四	航路標識に関する件	六		六
一四五―一四八	〃	七		八
一四九	大阪船舶通航信号所に関する告示等の一部を改正する告示	一四		六
一五〇	海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示	一八		四
一五一	海上保安庁の行政文書ファイル管理簿の閲覧場所を定めた件の一部を改正する件	一八		四
一五二	水路測量の実施に関する件	一九		六
一五三―一五五	航路標識に関する件	一九		六
一五六	水路測量の実施に関する件	二二		一〇
一五七―一六一	航路標識に関する件	二五		七
一六二	係留施設の使用に関する私設信号の一部を改正する件	二六		八
一六三	水路測量の実施に関する件	二七		六
一六四	船舶気象通報規程の一部を改正する告示	二八	141	六
○環境省				
九七	福島県相馬郡飯舘村の特別地域内除染実施計画を公告する件	五	122	三
九八	環境基本計画を変更した件	一二	127	九
九九	東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関する基準等の一部を改正する件	二二		一〇
一〇〇	福島県田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡**檜**葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村の対策地域内廃棄物処理計画を公告する件	二七	140	一九
一〇一―一〇九	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の指定湿地を指定した件	二九		八
○防衛省				
一一三五―一一三八	海上における射撃訓練を実施する件	一		八
一一三九	漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定める件	一	119	一一
一一四〇―一一四四	海上における射撃訓練等を実施する件	八		八
一一四五	海上における射撃訓練を実施する件	八		九
一一四六―一一四八	海上における模擬弾射出試験を実施する件	一二		五
一一四九―一一五二	海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件	一三		八
一一五三―一一五六	海上における空対空射撃訓練を実施する件	一八		四
一一五七	海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件	一八		五
一一五八	海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件	一八		五
一一五九	海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件	一八		五
一一六〇―一一六三	海上における射撃訓練を実施する件	二二		一〇
一一六四	漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定める件	二二	136	三四